

## II 表示、計量等の適正化及び 不適正な取引行為の禁止



**1 表示・包装の適正化**

- (1) 表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局）  
 基準で定めた対象店舗及び品目（加工食品・生鮮食品・日用品）について、必要に応じて表示状況を調査する。
- (2) 包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局）  
 商品の中身に比べて、包装や容器が大きすぎたり、包装や容器に経費をかけすぎたり、見せかけのごまかし包装等の過大包装や無理な詰め合わせ・抱き合せを規制しているこの基準に基づき、必要に応じ、事業者に対して包装の適正化を呼びかける。
- (3) 過剰包装の自粛（環境局）  
 製品の適正包装を推進するため、市内の大手スーパー・百貨店・商店街等の店舗に対し、過剰包装を取りがちな、中元・歳暮時期を重点的に、簡易包装及びレジ袋削減の推進について協力要請を行い、事業者との連携を通じたごみ減量の取組を推進する。
- (4) 包装食品の表示基準の推進（経済労働局）  
 調理冷凍食品、かまぼこ類の2品目について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食品衛生法等で規定されていない表示項目（原材料配合割合、でん粉含有率）を表示するよう義務づけているこの基準に基づき、消費者や事業者への啓発を図る。また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。
- (5) 自動販売機の表示基準の推進（経済労働局）  
 自動販売機で、めん類、ハンバーガー、弁当類等の食品を提供する事業者に対して、自動販売機に管理者の住所、氏名、電話番号等を表示することと定めているこの基準に基づき、対象となる自動販売機の設置状況に応じ、消費者や事業者への啓発を図る。また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。

**1 表示・包装の適正化**

- (1) 表示（単位価格）の基準の推進  
 対象品目の表示（単位価格）について、特に問題が認められなかった。
- (2) 包装（消費者包装）の基準の推進  
 対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。
- (3) 過剰包装の自粛  
 市内の大手スーパー・百貨店・商店街等の店舗に対し、過剰包装自粛及びレジ袋削減の推進の協力を要請した。  
 中元時期 1, 608 件  
 歳暮時期 1, 571 件
- (4) 包装食品の表示基準の推進  
 対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。
- (5) 自動販売機の表示基準の推進  
 対象となる自動販売機の設置について、特に問題は認められなかった。

- (6) アフターサービスの基準の推進（経済労働局）  
 消費者が購入する家電製品、ガス及び石油機器、カメラ等の耐久消費財を対象に「保証書」に記載すべき内容等を定め、有料で修理した場合の修理内容等を記載した書面の発行を義務づけたこの基準について、必要に応じて消費者や事業者へ周知し、アフターサービスの適正化を図る。また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。
- (7) 家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局）  
 家庭用品品質表示法で指定された繊維製品・合成樹脂加工品・雑貨工業品及び電気機械器具について、品目ごとに定められた適正な表示がなされているかの立入検査を実施する。  
 立入店舗数 10 店舗  
 検査点数 3, 500 点

## 2 計量の適正化（経済労働局）

- (1) 特定計量器(はかり)の定期検査  
 取引・証明に使用しているはかりの性能・精度及び検定証印等について検査し、適正な計量の実施と消費者の利益を確保する。
- (2) 特定計量器（メーター）の検査  
 市民の生活に深く関わりのあるメーター類（電気・ガス・水道等）について、有効期間の確認や使用実態の把握のため立入検査を行う。  
 また、家庭で使用されている特定計量器（体重計・キッチンスケール・体温計等）については、必要に応じ、実際に商品を購入して性能、精度の確認・検査を行う。

- (3) 商品量目立入検査  
 食料品等の詰め込み販売をしているスーパーなどの事業所で、商品の量目、表示及びはかりの使用状況等の確認のための立入検査を行う。  
 また、商品の生産・加工をしている事業所に対しては、量産された商品の量目検査及び計量管理の状況等の確認のための立入検査を行う。

- (6) アフターサービスの基準の推進  
 事業者からの問い合わせに対し、アフターサービスの基準を説明し適正化を図った。

- (7) 家庭用品の品質表示の立入検査  
 対象品目、86品目中17品目について立入検査を実施したが、特に注意をする店舗はなかった。
- |         |         |
|---------|---------|
| 立 入 檢 査 | 1回（11月） |
| 立入店舗数   | 12店舗    |
| 検査点数    | 4, 182点 |

## 2 計量の適正化

- (1) 特定計量器（はかり）の定期検査  
 特定計量器定期検査実績

検査戸数	検査機器数	適合機器数	適合率(%)
1,087	3,617	3,590	99.3

- (2) 特定計量器（メーター）の検査  
 特定計量器検査実績

	事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)
質量計	75	300	266	88.6
有効期間のある 特定計量器	49	591,344	590,491	99.9
合 計	124	591,644	590,757	99.9

※有効期間のある特定計量器：電気、水道、ガスマーター、タクシーメーター、燃料油メーターなど

- (3) 商品量目立入検査  
 量目立入検査実績

	事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)
立入調査	88	2,894	2,805	96.9

※全国一斉量目立入検査、大規模生産事業所立入検査、他（臨時）。

## 平成 24 年度の事業概要

## 平成 23 年度の実績

実績  
評価

### (4) 商品量目試買検査

仕入商品等、店頭での立入検査では対応できない商品については実際に商品を購入し、量目、表示等の検査を行う。

特に、プライベートブランドを対象に検査を実施する。

### (5) 計量展示室の公開

計量検査所内の計量展示室に江戸時代のはから近・現代の歴史的な計量器を展示、公開する。

正しい計量管理のための普及・啓発、情報提供を実施する。

### (6) 適正計量の普及・啓発

正しい計量管理のための普及・啓発、情報提供を実施する。

- ① 計量管理強調月間運動
- ② 正量取引強調月間運動
- ③ 計量推進大会
- ④ 計測技術講習会
- ⑤ 計量教室
- ⑥ 商品量目協働試買テスト事業

## 3 不適正な取引行為の禁止（経済労働局）

### (1) 事業者との情報交換

販売業者等と情報交換を行うとともに、法令等の遵守を指導する。

### (2) 不適正な取引行為の禁止

事業者と消費者との間の取引行為について、契約の勧誘から履行終了に至るまでの段階を 7 つの類型に分けて「不適正な取引行為」と定め、事業者にこうした行為を禁止しており、行為を行っている疑いがあると認めるときは実態を調査し、改善するよう指導する。

### (3) 被害拡大防止及び未然防止

広域的な消費者被害の拡大防止及び未然防止を図るために、近隣自治体や関係機関と協議し連携に努める。

### (4) 商品量目試買検査

#### 試買検査実績

	事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)
試買調査	24	215	210	97.7

◎

### (5) 計量展示室の公開

来場者数 28人

◎

### (6) 適正計量の普及・啓発

市内事業所の計量管理及び品質管理の推進を図るため、計量管理強調月間運動の展開、講演会及び研究発表会等を実施した。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ① 計量管理強調月間運動   | 11月 1～30日 |
| ② 正量取引強調月間運動   | 7月・12月    |
| ③ 計量推進大会       | 受講者 30人   |
| ④ 計測技術講習会      | 受講者 22人   |
| ⑤ 計量教室         | 受講者 36人   |
| ⑥ 講演会          | 2回        |
| ⑦ 川崎計量サロン      | 10回       |
| ⑧ 工場・施設見学会     | 3回        |
| ⑨ 機関誌「川崎計管」の発行 | 3回        |

◎

## 3 不適正な取引行為の禁止

### (1) 事業者との情報交換

事業活動の適正化に向けて、販売業者等との情報交換を行った。

◎

### (2) 不適正な取引行為の禁止

神奈川県・3政令市による事業者指導担当者会議に出席し、情報収集・情報交換を行い、協議した。その結果、不適正な取引行為を行っている疑いがある事業者について、その実態を調査し、改善するよう指導した。

事業者指導 2件（口頭指導）

◎

### (3) 被害拡大防止及び未然防止

近隣自治体及び関係機関との連携により、広域的な消費者被害の拡大防止及び未然防止に努めた。

◎